

総務省告示第千二百三十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の23の規定に基づき、九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

なお、平成十七年総務省告示四百三十二号（九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備の技術的条件を定める件）は平成十七年十一月三十日限り廃止する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備の給電線に供給される不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

周波数	不要発射の強度の許容値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七一五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（-）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
七一五MHz以上九四五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（-）六一デシベル以下の値

<p>九四五 MHz を超え九五〇 MHz 以下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ） 六ーデシベル以下の値</p>
<p>九五〇 MHz を超え九五二 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ） 三九デシベル以下の値</p>
<p>九五四 MHz を超え九五六 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ） 三九デシベル以下の値</p>
<p>九五六 MHz 以上九六〇 MHz 以下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ） 六ーデシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇 MHz 以上五 GHz（一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。） 未満</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（ - ）三〇 デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（ - ）六一 デシベル以下の値</p>

